

「新型コロナウイルス感染拡大防止」に伴う通学定期券の払い戻しについて

2020年4月16日

真岡鐵道をご利用いただきありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染拡大防止」のため、2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発出され、2020年4月9日から栃木県内の高校、特別支援学校が、2020年4月14日から茨城県西地区の県立高校がそれぞれ一斉臨時休校となりました。

これに伴い真岡鐵道では、通学定期券が不要となった場合の特例措置として、解約お申し出日に関わらず、4月7日に払い戻しのお申し出をされたものとみなして、1ヶ月単位で計算した額(当該定期券を使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額)を払い戻し(別途手数料220円)いたします。ただし、2020年4月8日以降に当該定期券を使用した場合(始業式参加時の登下校に使用など)は、その最終使用日に払い戻しのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

又、2020年2月28日(2月27日政府発出全国一斉休校)以降の最終登校日を最終利用日とした通学定期券の払い戻しも、ご希望の方を対象に継続して行っております。(なお、お客様のご利用状況、今後の学校再開の時期により、払い戻さない方が有利になる場合もございますが、ご了承願います。)

払い戻し対象となる定期券

真岡鐵道が発行した通学定期券で、「新型コロナウイルス感染拡大防止」のため、2020年4月9日(栃木県内)、2020年4月14日(茨城県内)より臨時休校となった高校、特別支援学校に通学されていた方。

それ以外での理由は弊社規定(旅客営業規則第135条)の方法で払い戻し額の計算を行います

払い戻し計算方法

弊社規定(旅客営業規則第135条)をもとに特例措置を適用し、手数料を差し引いた額の払い戻しとなります。

(日割、月割り等はお持ちの定期券で条件が異なります。又、払い戻し金が発生しない場合があります)

別紙参照

払い戻し取り扱い箇所、時間、期間

真岡鐵道 **茂木駅、益子駅、真岡駅**

沿線高校、特別支援学校の臨時休校期間中 9:00~16:30 学校再開後 平日 9:00~10:00 15:00~16:30 土、日、祝日 9:00~16:30

払い戻し期間は緊急事態宣言が終了した日の翌日より1年間ですが、今後の状況の変化、混乱、混雑防止等を考慮し、学校再開決定後のお越しを推奨いたします。

払い戻し時に持参していただくもの

払い戻しする**通学定期券**、本人確認のための**学生証**、又は**健康保険証等**

払い戻し例

日割例（有効開始日から7日以内の場合は、日割り計算適用 定期券区間の往復運賃×日数）

2020年4月8日から3ヶ月有効の真岡－茂木間の通学定期券を払い戻す場合

通学する高校は4月8日に始業式を行い、4月9日から休校

始業式1日だけ使用、以降は使用していない

この場合は4月8日の1日だけ使用したのものとして、使用開始後7日以内なので日割計算を適用して払い戻し額を計算します

53,320	－	(1,560	×	1日)	－	220	=	51,540
発売額	－	(往復運賃	×	使用日数)	－	手数料	=	払い戻し額

月割り例（有効期間が1ヶ月以上ある場合は、月割り計算適用 使用月数分の定期運賃）

2020年3月31日から6ヶ月有効の益子－真岡間の通学定期券を払い戻す場合

通学する高校へ3月31日から部活動参加などで使用、4月9日から休校

3月31日から9日間使用、以降は使用していない

この場合は有効開始後8日以上を経過したが、有効期間が1ヶ月以上あるので月割り計算適用

42,930	－	7,950	－	220	=	34,760
発売額	－	規定により3月31日から	－	手数料	=	払い戻し額
		4月30日まで1ヶ月分				
		(1ヶ月分の定期券運賃)使用とさせていただきます				

お客様のご理解、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

真岡鐵道株式会社

お問い合わせ時間

9:00～17:00

お問い合わせ電話番号

0285－84－2911